

令和3年 第10回（定例会）

厚真町教育委員会会議録

- 1 開会 令和3年8月27日（金） 午後2時30分
- 2 閉会 令和3年8月27日（金） 午後5時08分
- 3 出席委員の氏名
遠藤 秀明 長門 茂明 池川 徹 金光 えり 日西 大介
- 4 委員及び傍聴人以外の会議出席者氏名
生涯学習課長 加藤 克彦
生涯学習参事 宮下 桂
生涯学習参事 作田 和彦
- 5 会議録署名委員の指名
（ 長門 茂明 ）
（ 日西 大介 ）
- 6 教育長報告
 - (1) 行事参加等の動向 (資料1)
 - (2) 第9回厚真町議会臨時会 (資料2)
・令和2年度一般会計補正予算
 - (3) 専決処分（厚真町教育委員会事務局職員の休職）について (資料3)
【質疑】 なし
- 7 所管報告
学校教育グループ
 - (1) 厚真町防災学習研修会／8月4日／日高幌内沢山体崩壊現場等
／各小中学校教諭35人参加
 - (2) 学校監査（8月6日／厚真中央小学校・厚真中学校）について (資料4)
 - (3) 第2回厚真町教育委員会外部評価委員会（8月11日）について (資料5)
 - (4) 令和2年度会計決算審査（8月19日）について (資料6)
 - (5) 厚真町教育研究所第3回運営委員会（8月20日）について (資料7)

- (6) 厚真町英語暗唱大会（8月21日）について （資料8）
(7) 児童生徒の新型コロナウイルス感染と学校の教育活動について （資料9）
(8) 地域おこし協力隊教育魅力化支援員の着任について

【質疑】 なし

社会教育グループ

(1) 放課後子ども教室夏休み特別教室

- ①「むしむしピョンピョン大作戦☆むし捕り名人に教わるすばらしき虫の世界」7月31日（土）／大沼野営場／1～6年生 19人参加
②「大自然満喫川遊び」／8月1日（日）／むかわ町穂別平丘地区鶴川 / 4～6年生 24人参加

(2) 夏休み学習会／学習ボランティア3人配置

<厚南地区／厚南会館>

7月26日（月）午前（小1～4年）19人／午後（小5～中）12人

7月27日（火）午前（小1～4年）20人／午後（小5～中）12人

<中央地区／福祉センター>

7月29日（木）午前（小1～4年）23人／午後（小5～中）12人

7月30日（金）午前（小1～4年）25人／午後（小5～中）13人

(3) 「世界の昆虫展」7月21日（水）～8月17日（火）／青少年センター／見学者402人

(4) 「むかわ竜レプリカ展」8月3日（火）～17日（火）／青少年センター／見学者293人

(5) 夏休み期間プラネタリウム投影／7回／利用者78人

(6) 厚真中学校芸術鑑賞会／8月23日（月）／ボクラのばにしんぐぼいんと」（劇団風の子）

(7) 厚真町文化祭について／8月5日に第1回実行委員会開催／今年度は一定期間展示のみ開催（芸能発表はなし）の方向で各団体と調整中であり、9月3日の実行委員会で最終決定

(8) パラリンピック採火式／8月14日／軽舞遺跡調査整理事務所／火打石方式／胆振身体障害者福祉協会厚真支部関係者15人参加

【質疑】 なし

8 議案

議案第1号 外国青年英語指導助手任用規則の一部改正について

【質疑なし】 原案どおり可決

議案第2号 厚真町の休日を定める条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

【質疑なし】 原案どおり可決

議案第3号 厚真町の休日を定める条例の一部改正に伴う関係規程・要綱の整理に関する訓令の制定について

【質疑なし】 原案どおり可決

議案第4号 令和4年度使用教科用図書の採択について (資料10)

【質疑】

日西委員 : 教科書の採択地区協議会とはどのようなものか?

遠藤教育長 : 本来教科書採択は教育委員会ごとに行うこととされているが、教員の異動範囲や児童生徒の転出入実態等を考慮し、一定の範囲で近隣の教育委員会同士が採択地区協議会を設けることができることとされている。胆振管内では苫小牧市を除く市町で採択地区協議会を構成し、共通の教科書を採択している。

異議なし ⇒ 原案どおり可決

議案第5号 文化財の指定について (資料11)

【質疑】

池川委員 : 文化財に指定すること自体に異論はない。文化財の災害復旧に対し、公的支援を可能とするための手法として文化財保存整備事業という補助事業があり、震災以降、町内の寺社仏閣の社殿や本殿が次々と有形文化財として指定されてきた経緯がある。一方で興隆寺だけは文化財として指定されなかった経緯があるのだが、指定に向けた調査の過程で、興隆寺だけが文化財として指定されないことになった時点で、興隆寺側にそのことが伝えられなかったものか?

- 宮下参事 : 震災直後当時の調査は文化財の指定やその先にある公的支援の可能性については、まさしく可能性を含めた検討の段階であり、実際の調査は文化財の指定云々については当事者の方に伏せて調査が行われた。従って、調査の過程でそれらについて報告することは不可能であった。
- 遠藤教育長 : 興隆寺が有形文化財として指定されないことについては、後に興隆寺側にはお伝えし、納得をいただいている。
- 池川委員 : 他の寺社仏閣が次々と文化財に指定され、その後災害復旧という名目で公的支援を受けた事実があり、町内には檀家等たくさんの関係者がいる中で、文化財指定されれば公的支援を受けられるとの認識が世間では一般化されてしまったのが実際である。
- 宮下参事 : 教育委員会としての使命は文化財の保護であり、そのための公的支援については、該当する物件の所有者とのやり取りをする必要はあるが、該当しない方とのやり取りの必要はないものと認識している。
- 池川委員 : 公的支援を可能とするための、文化財指定ということでなかったか？
- 宮下参事 : 文化財の指定と災害復旧の補助とは、切り離して整理されるべきものと認識している。震災で多くの文化財に甚大に被害が生じたことから結果として指定と災害復旧補助がセットであるかのように見えてしまったことは否めない。
- 遠藤教育長 : 町内の寺社仏閣は町民の大多数がいずれかの檀家等である。当時は寺社仏閣が震災で甚大な被害を受けた中、その莫大な復旧費を被災者である町民が檀家としてさらに負担を背負うことになるという事態に直面していた。町としては、町民一人ひとりの被災による負担をいかに軽減できるか様々策を考えていたが、政教分離の観点から寺社仏閣を直接支援する術はなかった。唯一の道は、文化財保存整備事業として、寺社仏閣のうち指定文化財にあたる部分の復旧を一部補助するという手法であった。
- 町が支援を出せるとか出せないという話題は、当時は当事者には一切できなかった。結果として文化財復旧補助が成立したので世間一般からすると、文化財指定と公的支援がセットという認識が広まってしまった。当時は公的支援が独り歩きしないよう、また政教分離の議論に転化してしまわないよう、慎重に話を進める必要があった。慎重すぎ

たかもしれないが、常に政教分離の議論と表裏一体だっただけに、それをクリアできるかどうかも含めた調査だった。

池川委員 : 文化財の災害復旧を補助することは否定しない。当時、被災町民の負担を軽減させたいという町の動機が背景にあったのであれば、なぜ今になって興隆寺が話題にでてくるのか。当時今回のような文化財指定の方法はなかったのか？

宮下参事 : 当時は無形文化財の可能性や灯籠流しの案件そのものが興隆寺側からも出てこなかった。

池川委員 : それが今になってなぜ話題として取り上げられたのか？

加藤課長 : お盆の時期で丁度今年の灯籠流しが行われたことを機に、灯籠流しについて調査したところ、長い歴史を持つ風物詩的の行事であることが分かったため無形文化財としての可能性を探ることとなった。

池川委員 : ここまでの過程で、結果として興隆寺だけ支援を受けられなかったことに対し、落ち度はなかったのか？配慮できることはなかったのか？

遠藤教育長 : 文化財指定と災害復旧への公的支援については慎重に作業を進めていたためタイミングが難しかったのは事実である。結果として興隆寺側への説明が不十分となってしまったことは否めない。

池川委員 : 当時、災害復旧への公的補助を可能とするための文化財指定という背景があったことは事実。これだけ時間が経ってからでなく、もっと早い段階でできることはなかったものか。

遠藤教育長 : 教育委員への共有方法やタイミングも含めて改善できるところは改善したい。

長門職務代理 : 今回の無形文化財指定のあとにも何らかの公的支援の可能性があると理解でよろしいか？つまり、何らかの公的支援ありきの文化財指定か？

遠藤教育長 : 現段階では、町として無形文化財に対して何らかの復旧支援をする方法は持ち合わせてはいない。

池川委員 : 教育委員は町民からいろいろな話が聞こえてくる立場である。文化財指定と公的支援がセットになっているということが世間の認識として一般化されてしまっている中、行政手続き上は切り離して考えるべ

きものなのかもしれないが、教育委員が公的支援が背景にあることを知らないまま、仮に文化財の指定議案を否決してしまったとしたら取り返しのつかないことになる。議案として提案された背景なども含めて教育委員会には丁寧な説明をお願いしたい。

金光委員 : 地域が違えば私も含め「灯籠流し」という行事があること自体知らない町民もいる。灯籠を川に流すことについては、環境への配慮的に問題はないのか？

加藤課長 : 河川管理者である道建設管理部や水利権を持つ土地改良区ほか関係機関からも水溶性の素材が使用されており環境的には問題はないと回答を得ている。

池川委員 : 文化財を指定する権限を持つのは教育委員会だけか？

遠藤教育長 : そのとおりである。あくまで町指定文化財の指定は、国や道の意志とは無関係に専門家の意見を踏まえた上で町教委独自に行うものとされている。

池川委員 : 指定に伴って町教委にもその保護や管理等について一定の責任が生ずることになるということであろう。指定文化財ともなれば、所有者がその管理や保護に耐えられない状況になったときに町に対し一定の支援を求めてくる可能性も考えられる。そのあたりを十分に踏まえて指定すべきである。指定を受けていることを理由に、所有者が安易に町に対し支援を求めることにつながらないように、十分な根回しや協議をして場合によっては書面に残すことも必要であろう。

遠藤教育長 : 他に質疑がないようであれば、本案については原案通り指定することについて異議はないか？

全員 : 異議なし

議案第6号 厚真町教育委員会事務局組織庶務規程の制定について

【質疑】

池川委員 : 部活動の外部講師はボランティア扱いではないのか？

加藤課長 : 現状ではボランティア扱いであり有給休暇を活用して指導している。部活動の指導を社会教育主事の専門的業務として位置付け、部活動の

実施時間に合わせて、規定の勤務時間を超えない範囲で勤務時間の調整ができるようにしようとするものである。

池川委員 : 仮に本人が人事異動で教育委員会事務局職員でなくなった場合、この規程は適用できなくなるのではないか？このような規程を教委独自で整備するのは疑問がある。教育委員会事務局職員はあくまで町職員が出向しているのであって、大元の身分は厚真町職員であり、教育委員会職員としての立場が永久的に保障されるという立場にはない。本庁舎の職員にも部活動指導ではないが、スポーツ少年団の指導を担っている者もいる中、そのあたりの整合性はとれるのか？一口に部活動指導といっても、純粹に平日の技術的指導の部分だけを指すのか、例えば週末の大会引率等も業務に位置付けられるのか？公務災害の適用等にも波及する話である。部活動指導のどこまでを業務に位置付けるのか明確でないまま、このような規程を町教委独自に整備するというのはおかしいのではないか？他の指導者との関係性にも疑問がある。他の指導者はボランティアのままではないのか。社会教育主事だけ部活動指導を業務として位置付けるというのも一貫性のない話ではないか。

宮下参事 : 部活動については現在過渡期にある。国は部活動の地域移行の方向性を示しているが、部活動が行われる平日の時間帯は一般の社会人は仕事をしている時間であり、平日の指導の担い手となると現実には確保が難しいため平日の地域移行はなかなか進まない。そこで、少なくとも土日の活動について先行して地域移行を進める方針でモデル事業等を展開しているのが現状である。厚真町では、近年陸上競技の指導体制が充実してきており、競技人口も急増している。陸上については、平日の活動も含め実質的な地域移行が先行して進んでいるが、細かい部分については制度が追いついていないのが現状で、そうしたことが今回の提案の背景にはある。

池川委員 : 陸上については競技場の整備等も控え、これから町としても力を入れて振興していこうとしているところではないのか。ハード面の整備に見合った指導者の人材確保方策について教育委員会が町に対して提案していくことなら話は分かるが、教育委員会独自で職員の人事に関

わる規程を整備するというやり方は筋が違うような気がする。人事に関することはまずは町が整備すべきである。

加藤課長 : 本件について総務課と協議する中で、勤務時間を調整するための根拠がないという話になった。部活動指導を業務に位置付ける根拠を規定することが必要であった。

池川委員 : 同じ指導者としての役割を担う人材が複数いる中で、教育委員会の職員だけがそれを業務として認められ、片やボランティアでというのは偏りがあるし、対外的にも理解されないだろう。教育委員会独自の規定をつくる前に、厚真町職員としての規定の中で、部活動の指導を担う者をどうするかという議論を先にすべきではないか？
他の委員の意見も聞きたい。

日西委員 : 確かに同じ指導者の立場なのに片や業務として認められ、片やボランティアで・・・という差が生じるのは、疑問が生じる。そもそも部活動の指導を担うことを職員の業務として認めるかどうかについては、教育委員会が独自に規定するのではなく、町全体での議論が優先されるべきと考える。

長門職務代理 : 将来的には新たに部活動指導員という制度が開始されようとしていると承知しているが、部活動指導員の役割等が明確になってから議論する方がよいのではないか。

池川委員 : 勤務時間を実態に合わせて調整できるようにするという部分は理解できるものだが、現に業務として認められていない部活動の指導を、勤務時間の規程整備と一緒に絡めて規定してしまおうとすることは疑義がある？そもそも部活動指導を業務と認めるかどうかという議論が先になされるべきである。

金光委員 : 仮に部活動指導が業務の一部と認められたにしても、その分本来業務に穴が開くということになるのではないか？その分は他の職員の業務に支障が出るのではないか？そのあたりの手立てについても十分に検討した上で議論すべきではないか。

池川委員 : 部活動の地域移行という大きな流れが背景にある中で、町としてそうした課題にどう向き合うのか？役場としてはどう対応できるのか？といった全体的な議論が先にあるべき。

- 遠藤教育長 : 長時間にわたり議論しているが、様々なご指摘がある。現段階で十分整理できていない面があり、事務局としても十分な説明をできる状況にない。本件については今日のご意見を踏まえ、改めて町長部局とも協議をした上で再審議いただくことにしたいがよろしいか？
- 池川委員 : 部活動に対し地域として支援していくことの必要性は教育委員会としては認めている。それを踏まえて町長部局との協議に臨んで欲しい。
- 遠藤教育長 : 議案第6号については継続審議とする。

9 協議事項

教育委員会の活動状況に関する点検・評価について

【質疑なし】 資料5 報告書案のとおり議会に報告

10 その他

教育委員学校訪問について

【質疑なし】 学校と日程調整の上次回委員会で決定

11 次回委員会の開催日程

- ・ 9月30日(木) 午後2時30分(予定)

12 閉会